

第8回

税法入門

節税商品に対する課税庁の更正処分が 取り消された事案

事案の概要

原告らは、某証券会社の子会社（以下「N社」という）を業務執行者として、民法上の任意組合契約（以下「本件契約」という）を締結して航空機リース事業（以下「本件リース事業」という）を行っていた（以下「本節税商品」という）。これに対して課税当局（以下「被告」という）は、本件契約は組合契約でなく利益配当契約であるとして、原告らが損益通算をしていた本件リース事業上の損失（減価償却費等）を否認する更正処分を行なったため、原告らが更正処分の取り消しを求めた。

本節税商品の仕組み

本節税商品は、原告らが組合を通じて航空機を保有し、その航空機をリースしてリース料を得る仕組みのもの。民法上の任意組合の利益・損失は、税務上、各組合員にその出資等の持分に応じて帰属する（いわゆる「パス・スルー課税」。所得税基本通達36・37共-19、20）ので、原告らはリース料を収入として計上する一方で、各航空機の減価償却費を費用として計上できる。

そして、航空機は減価償却期間が10年以下であるため、比較的短期に減価償却費がとれる一方で、リース料は、航空機を保有している限り入るので、課税の繰延効果がある。

本節税商品の問題点

本件契約が組合契約であれば、原告らは、組合保有の資産の減価償却費を費用（損金）として計上できるが、利益配当契約であれば、投資信託のように配当を所得に計上できるだけとなる。

原告らは、N社の勧誘によって本節税商品に出資をただけであり、原告らの間に親しい人間関係も無かった（と推定される）ため、本件契約が組合契約と認められるかが問題となった。

主な争点

- (1) 課税要件についての事実認定のあり方
- (2) 本件組合契約の法的性質（組合契約か、利益配当契約か）

判決要旨

●名古屋地方裁判所平成16年10月28日判決

- (1) 租税法律主義（憲法84条）の趣旨に照らし、税負担を伴わないあるいは税負担が軽減されることをもって、当事者の契約内容を否認することは許されず、契約内容が社会通念上著しく複雑、迂遠なものであって、到底その合理性を肯認できない場合にのみ否認できる。
- (2) 本件組合契約は、民法上の組合契約の成立要件を充足しており、被告の利益配当契約であるとの主張は採用できない。

コメント

本件は、いわゆる富裕層向けに金融機関が開発した節税商品について争われた事案である。課税庁としては、節税商品に基づき課税を免れているのであるから、否認して当然という判断があったのかもしれないが、裁判所は、租税法律主義を根拠として厳格な判断を行ない、課税処分の取消しを認めた。なお、本件は、被告（国）が控訴したが、平成17年10月27日名古屋高裁は、1審判決を支持し、控訴を棄却した。その後、国が上告を断念したことから、高裁判決が確定している。

罪刑法定主義に比べると、租税法律主義はゆるやかに運用されている面がある。しかし租税法律主義も憲法上の大原則であり、実質的判断という名目で安易に拡大解釈をすることはゆるされないと言うべきであろう。その意味で、1審、控訴審とも、課税当局側のいかにもこじつけ的な課税処分を否定したことは評価できる。今後、同様の裁判に、どのような影響を与えるかが注目される。

なお、原審判決を受けて、租税特別措置法が改正され、平成18年1月からは、航空機リース事業をする組合の組合員は、航空機の減価償却費を、他の所得から差し引くことができなくなったので、本件については、すでに立法によって解決されている。

<参考文献>

最高裁判所ホームページ 下級裁判所判決情報

（税務特別委員会委員 古川 和典）